

○国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の管理・監査要項

〔平成19年10月19日〕
制 定

改正 平20. 7. 18, 平22. 4. 2, 平22. 7. 1, 平23. 7. 1, 平23. 10. 24

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 責任体系（第3条－第6条）
- 第3章 基礎環境（第7条－第11条）
- 第4章 コンプライアンス室（第12条－第18条）
- 第5章 運営・管理活動（第19条－第24条）
- 第6章 情報伝達体制（第25条－第28条）
- 第7章 モニタリング（第29条・第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要項は、国立大学法人東京工業大学（以下「大学」という。）における教育研究資金の管理・監査に関する基本を定めるものであり、教育研究資金に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要項において「教育研究資金」とは、大学の責任において管理するすべての資金をいう。

2 この要項において「部局」とは、大学院の各研究科（学系を含む。）、各学部、各附置研究所、各研究施設、附属科学技術高等学校、附属図書館、保健管理センター、各学内共同研究教育施設等、各研究院等、事務局、技術部及び大学に交付される補助金により教育研究を行う組織をいう。

3 この要項において「部局長」とは、前項の部局の長（大学に交付される補助金により教育研究を行う組織にあつては、資金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者）をいう。

4 この要項において「予算詳細責任者」とは、国立大学法人東京工業大会計事務取扱細則（平成16年細則第1号）第10条に定める予算責任者より配分された予算の執行について、実質的な権限と責任を持つ者をいう。

第2章 責任体系

（最高管理責任者）

第3条 大学に、機関全体を統括し、教育研究資金の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定める部局責任

者が責任を持って教育研究資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなくてはならない。

- 3 最高管理責任者は、第17条に定める不正防止計画の実施について、学内外に表明し、その進捗管理に努めなくてはならない。

(統括管理責任者)

第4条 大学に、最高管理責任者を補佐し、教育研究資金の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、経営を担当する理事・副学長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止計画の実施状況を部局毎にモニタリングし、必要に応じて部局責任者に改善を指示しなくてはならない。

(部局責任者)

第5条 大学に、部局における教育研究資金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「部局責任者」という）を置き、部局長をもって充てる。

- 2 部局責任者は、教職員に不正が発生する危険性が常にあることを認識させ、自発的な改善の取り組みを促さなくてはならない。
- 3 部局責任者は、教育研究資金の執行・管理において、教職員の相互理解を促進させるよう配慮しなくてはならない。
- 4 部局責任者は、第4章に定めるコンプライアンス室と協力し、主体的に不正防止計画を実施しなくてはならない。
- 5 部局責任者は、予算詳細責任者が、適切に予算執行管理を行っているか、国立大学法人東京工業大学内部監査規則（平成16年規則第189号）に定める内部監査室（以下「内部監査室」という。）を通じてモニタリングし、必要に応じて改善を指示しなくてはならない。

(責任体系の公表)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者の職名は、東京工業大学ホームページ等を通じて本要項と共に学内外に公表するものとする。

第3章 基礎環境

(事務処理手続きに関するルール)

第7条 事務処理手続きに関するルールは、すべての教職員に理解・浸透されやすいものとし、社会的要請及び教育研究現場の実情に即しながら、ルールと運用の実態が乖離しないよう定めなくてはならない。

- 2 事務処理手続きに関するルールの運用について、大学の実態を把握した上で、教育研究現場の特性に応じたルールを統一化し、例外処理は原則認めないものとする。部局において、例外処理を認めた場合は、コンプライアンス室に報告し、実務が放恣に流れないように最大限努めるものとする。
- 3 事務処理手続きに関するルール及びその運用方法は、東京工業大学ホームページ等による公表及び研修会等を通じて学内外に周知するものとする。

(事務処理手続きに関する相談受付窓口)

第8条 前条に定める事務処理手続きに関するルールの整備を補完し、効率的な教育研究遂行を適切に支援するため、大学に、事務処理手続きに関する学内外から

の相談を受け付ける窓口を設置するものとする。

(職務権限の明確化)

第9条 教育研究資金の事務処理に関する教員と事務職員の権限と責任について、学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有することにより、教員と事務職員の意思疎通が行われる組織風土を形成しなくてはならない。

2 職務分掌に係る規定は、必要に応じて業務分担を見直すことにより、業務の実態と乖離が生じないよう努めなくてはならない。

3 教育研究資金の執行に関する決裁手続きは、簡素化及び決裁者人数の適正化により、決裁権限と責任の所在を反映した実効性のあるものでなくてはならない。

(教職員の意識向上)

第10条 教職員に対して、教育研究資金は公的な資金であり、機関による管理を通じて適正な執行を確保しなければならないものであることを研修会及び誓約書の提出等により、周知・徹底するものとする。

2 行動規範は、教職員がともに大学の構成員として同一の方向に意識を向け、社会環境及び教育研究現場における問題を把握し、社会及び組織の要請の具現化に取り組めるものでなくてはならない。

(不正に係る調査及び懲戒)

第11条 不正に係る調査及び懲戒の運用は、大学の定める懲戒に関する規則等に基づいて行うことで透明化し、公正性と客観性を確保しなくてはならない。

第4章 コンプライアンス室

(コンプライアンス室の設置)

第12条 学長の下に、コンプライアンス室を置く。

(コンプライアンス室の目的)

第13条 コンプライアンス室は、教職員における教育研究資金の管理に関する意識の向上及び不正防止計画の推進に資することを目的とする。

(コンプライアンス室長)

第14条 コンプライアンス室にコンプライアンス室長を置き、理事・副学長のうち学長が指名する者をもって充てる。

2 コンプライアンス室長は、コンプライアンス室の業務を総括する。

(コンプライアンス室長補佐)

第15条 コンプライアンス室にコンプライアンス室長補佐を置き、室長の指名する者をもって充てる。

2 コンプライアンス室長補佐は、コンプライアンス室長の命を受けて、コンプライアンス室の業務を処理する。

(コンプライアンス室員)

第16条 コンプライアンス室に、コンプライアンス室員を置き、総務部総務課総務秘書グループ長、財務部主計課総務・監査グループ長、研究推進部研究企画課総務・管理グループ長、総務部総務課総務秘書グループ主査のうち1名、研究推進部研究企画課総務・管理グループ主査のうち1名及びその他室長が必要と認める者をもって充てる。

2 コンプライアンス室員は、第13条に定める目的に関し参画するとともに、当該所属部署との連絡調整を図るものとする。

(不正防止計画)

第17条 不正防止計画は、不正を発生させる要因について、学内の組織風土、教育研究等業務の実情・実態を学内全体の観点から網羅的に把握し、取り組むべき事項の優先順位を設定して策定するものとする。

(不正防止計画の推進)

第18条 不正防止計画の推進は、コンプライアンス室において行うものとする。

2 コンプライアンス室は、内部監査室と協力して不正防止計画を策定し、その実施は、部局責任者と協力して行うものとする。

3 コンプライアンス室は、不正防止計画の進捗状況の把握・管理を行い、必要に応じて不正防止計画の見直し及び関係部署間の調整・助言等を行うものとする。

4 コンプライアンス室は、不正防止計画の進捗状況を最高管理責任者に報告し、常に共有するものとする。

5 コンプライアンス室は、不正防止計画推進の一環として、大学の教育研究資金の管理体制に係る整備状況及び運営状況について大学全体の視点からモニタリングし、必要に応じて部局責任者及び関係部署と協力して、改善を図るものとする。

6 コンプライアンス室は、内部監査室に不正発生要因に係る情報を提供し、不正発生要因に応じた内部監査に協力するものとする。

第5章 運営・管理活動

(予算執行管理)

第19条 予算詳細責任者は、物品等請求システムにおける予算執行状況の確認を通じて、教育研究等業務の進捗状況と予算執行状況が相当程度反映されるよう予算執行を厳格に管理するものとする。

(支出財源の特定)

第20条 予算詳細責任者は、予算執行状況を遅滞なく把握するために、発注段階で支出財源の特定をし、速やかに物品等請求システムに反映させなくてはならない。

2 前項の支出財源において、資金が交付前である場合においても予算の執行が行えるよう、必要な措置を講じなくてはならない。

(発注・検収行為)

第21条 発注は、大学の定める発注権限の範囲内で行うものとし、その発注の記録は保存し、後日の検証を受けられるようにしなくてはならない。

2 検収は、大学の定める検収に関する規則等に従い、原則として発注者以外の者によって納品確認を行うものとし、現物と照合した納品伝票は保存し、後日の検証を受けられるようにしなくてはならない。

(旅費の管理)

第22条 出張計画は、大学の旅費制度に基づき、部局長又は部局長から指名された者の承認を経てから実行しなくてはならない。

2 出張計画を変更する場合は、大学の定める旅費に関する規則等を遵守し、出張

計画の実態と旅費支給額の間に乖離が生じないようにしなければならない。

(謝金・非常勤雇用の管理)

第23条 謝金・非常勤雇用の勤務実態の確認は、従事者の作成した勤務に係る報告書及び従事者との定期的な面談・日常的なコミュニケーションを通じて、事務職員が行うものとし、当該報告書は事務職員が管理・保管するものとする。

(不正な取引に関与した業者への対応)

第24条 不正な取引に関与した業者に対しては、大学の定める処分方針に基づき、対応するものとする。

第6章 情報伝達体制

(行動規範等の浸透度の把握)

第25条 コンプライアンス室は、行動規範及び教育研究資金の使用ルール等に対する教職員の浸透度の調査を定期的実施して、教職員のありのままの意識を確認することで、教職員の意思疎通の円滑化を阻害する要因及び行動規範等を遵守できない事情等を把握するものとする。

2 コンプライアンス室は、前項において把握された問題点について、不正防止計画推進の一環として、部局責任者及び関係部署と協力し改善を図るものとする。

(教育研究資金の制度に関する相談受付窓口)

第26条 大学に、教育研究資金の制度(教育研究資金の留意点、使用ルール等)に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、教育研究資金の制度に関する誤解、理解不足の解消を図ることを通じて、必要とする教育研究資金に関する情報が正確かつ迅速に学内外へ伝達される体制を構築するものとする。

2 教育研究資金の制度に関する相談の対応において明らかになった学内制度に関する問題点は、コンプライアンス室が部局責任者及び関係部署と協力し改善を図るものとする。

(通報(告発)に関する相談受付窓口)

第27条 大学に、通報(告発)に関する相談受付窓口を設置することによって、可能な限り迅速かつ適切に、不正に係る情報が最高管理責任者に伝達される体制を構築するものとする。

2 通報(告発)は、被告発者が誹謗中傷等から保護されるよう顕名とする。

3 通報(告発)に関する相談受付窓口の設置は、通報者に不利益が生じないよう配慮しなくてはならない。

(教育研究資金管理体制の学外への公表)

第28条 大学の教育研究資金の管理体制が、社会から信頼を得られるよう、大学の意思決定手続き及び不正は許さないという大学の強い方針・取組み内容について、公表するものとする。

第7章 モニタリング

(モニタリング体制)

第29条 大学の責任体系の下に構築された教育研究資金の管理体制が有効に機能しているか、コンプライアンス室において、全学的な視点からモニタリングするものとする。

(監査体制)

第30条 内部監査室は、コンプライアンス室と連携して不正発生要因に応じた内部監査を実施するものとし、その監査結果を学内に周知し、不正が発覚した場合は、再発防止の徹底について最高管理責任者に提言するものとする。

2 内部監査室は、前条にあるコンプライアンス室によるモニタリングが有効に機能しているか、さらに教育研究資金の管理体制そのものに不備がないか、内部監査の実施を通じて確認し、必要に応じて最高管理責任者に提言するものとする。

3 内部監査室は、監事及び会計監査人と学内の不正発生要因及び監査の重点項目について、情報・意見交換を行い、効率的かつ多角的な監査を実施するものとする。

附 則

この要項は、平成19年10月19日から施行する。

附 則（平20.7.18）

この要項は、平成20年7月18日から施行し、改正後の国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の管理・監査要項の規定は、平成20年7月1日から適用する。

附 則（平22.4.2）

この要項は、平成22年4月2日から施行し、改正後の国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の管理・監査要項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平22.7.1）

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平23.7.1）

この要項は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平23.10.24）

この要項は、平成23年10月24日から施行する。